

令和3年第1回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和3年3月4日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 行政執行方針（町長・教育長）
- 第 3 議案第15号 令和3年度新冠町一般会計予算
- 第 4 議案第16号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第17号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第18号 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算
- 第 7 議案第19号 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第20号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算
- 第 9 議案第21号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 第10 会議案第1号 特別委員会の設置について

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君 | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君 | 4番 武田修一君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 須崎栄子君 | 8番 氏家良美君 |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 中村義弘君 |
| 教育長 | 山本政嗣君 |
| 総務課長 | 坂本隆二君 |
| 企画課長 | 原田和人君 |
| 町民生活課長 | 坂東桂治君 |

保健福祉課長	鷹 背 寧 君
税務課長	佐 藤 正 秀 君
産業課長兼農業委員会事務局長	島 田 和 義 君
建設水道課長	関 口 英 一 君
会計管理者	田 村 一 晃 君
診療所事務長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	山 谷 貴 君
町有牧野所長	工 藤 匡 君
管理課長	湊 昌 行 君
社会教育課長	新 宮 信 幸 君
総務課総括主幹	佐々木 京 君
企画課総括主幹	楫 川 聡 明 君
企画課総括主幹	下 川 広 司 君
町民生活課総括主幹	竹 内 修 君
保健福祉課総括主幹	八 木 真 樹 君
税務課総括主幹	今 村 力 君
産業課総括主幹	三 宅 範 正 君
建設水道課総括主幹	寺 西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯 野 貴 弘 君
管理課総括主幹	小久保 卓 君
管理課総括主幹	坂 元 一 馬 君
社会教育課総括主幹	谷 藤 聡 君
社会教育課総括主幹	曾 我 和 久 君
代表監査委員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	佐 渡 健 能 君
議会事務局総括主幹	伊 藤 美 幸 君

(午前9時57分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第1回新冠町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、但野裕之議員、6番、竹中進一議員を指名いたします。

◎日程第2 行政執行方針

○議長（荒木正光君） 日程第2、行政執行方針を行います。

初めに、町長より予算編成方針を述べたい旨の申し出がありますので、これを許します。
鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 私の任期は、本年4月30日までとなっておりますので、第1回定例会ではありますが、令和3年度の町政執行方針をお示しすることができませんので、新年度当初の予算編成方針及び予算概要についてご説明申し上げますので、ご理解を賜りたいと存じます。

令和3年度当初予算につきましては、本年4月に町長選挙が行われることから、町政運営の基本となる経費を中心とした骨格予算としております。予算の計上に当たりましては、義務的経費に加えて前年度から継続している事業や国・道の補助事業、既に後年度の負担を約束している債務負担行為に係る事業、早期に実施する必要がある事業について予算措置し、これら以外の事業につきましては、政策的な事業として保留しておりますので、ご理解をお願い致します。また、国の令和2年第3次補正予算の成立により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されることとなり、当町の限度額が1億53万4,000円と示されたところでありますが、これにつきましても財源を保留し、選挙後の補正予算において提案することとしておりますので、あわせてご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年度の予算概要について申し上げます。まず、歳入についてですが、自主財源である町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けているものの、国の経済対策などにより一部業種の所得が回復しているとの見通しもあることから、町民税では前年度当初予算対比0.6%の減とわずかながら減少を見込んで

おります。また、固定資産税では、今年度3年に1度の評価替えの年であり宅地、建物が減額評価となる見込みでありますことから、前年度対比 3.0%の減を見込み、町税全体では前年度対比 1.8%の減となっております。地方交付税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる見込みから、国の加算など交付税原資を最大限確保するとして地方財政計画で 5.1%の増額が示されましたが、近年の交付状況を考慮して前年度当初予算対比 1.9%の増で予算計上を行っております。

次に、歳出予算についてですが、今年度骨格予算となったことから、一般会計では前年度当初予算対比 17.2%の減となっております。特に、大きく減額したのは総務費で前年度当初予算対比 43.0%の減となっておりますが、これは国の補助事業で実施した光回線整備事業の高度無線環境整備推進事業の減が要因となっております。また、商工費では高規格道路日高自動車道の延伸に伴う「にいかっぷホロシリ乗馬クラブ」の移転工事の減により 68.8%の減となり、消防費では「防災行政無線」のデジタル化に伴う設置工事の減により 49.5%の減となるなど、前年度当初予算と対比して大きく減少しております。また、歳出予算の中で 15.3%を占める公債費につきましては、前年度当初予算対比 1.1%の増となっておりますが、これは平成 30 年度に借入した農地整備（単独営農用水）事業に係る辺地対策事業債及び教員住宅整備に係る過疎対策事業債の元金償還が始まったことによるもので、令和 2 年度決算見込みにおける全会計の町債残高は 78 億 5,244 万円となっており、令和元年度より 1 億 942 万円増加しております。公債費につきましては年々減少を続けており、健全化判断比率ではいずれの指標も早期健全化基準を下回っていましたが、令和 2 年度において「光回線整備事業」や「にいかっぷホロシリ乗馬クラブ」の移転改築、「防災行政無線」のデジタル化などの大型事業を実施したことに加え、これまで財政措置のなかった町単独費用で実施していた河川改修事業等に対し、新たに起債対象となった「緊急自然災害防止対策事業債」などを借入したため、町債残高は増加しておりますが、後年次の元利償還金に対し交付税措置がなされる辺地事業債や過疎対策事業債などを利用していることから、実質的な負担増を抑えるよう配意しております。

これらの結果、令和 3 年度の当初予算の状況は、一般会計が 50 億 4,500 万円、6 特別会計の予算総額は 22 億 1,324 万 4,000 円で、前年度当初予算対比 0.9%の減、全会計の合計は 72 億 5,824 万 4,000 円となり、前年度当初予算対比 12.8%の減となっております。なお、主な予算内容につきましては、お手元に配布しております令和 3 年度予算説明資料にまとめてございますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 町長の予算編成方針が終わりました。

次に、教育行政執行方針を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 令和 3 年第 1 回定例会の開会にあたり、令和 3 年度教育行政執行方針を申し上げます。

元号が「令和」に改まり2年が経過しました。新時代においても人口減少や少子高齢化に加えまして、グローバル化の進展やA I・I O T技術の革新は加速を続けておりまして、その対応を進めているわけではありますが、加えて昨年度は世界規模で新型コロナウイルスが蔓延し、当町の教育活動も大きな影響を受けたところでございます。休業措置をはじめとした徹底した感染予防対策や事業活動の中止や縮小など、学校教育や社会教育にとっては苦難の1年であったと言えます。激しい情勢変化への対応に加え、これまで経験したことのない感染症対策の中で実践する教育活動は、大変であることにほかなりませんが、文字どおり「大変」な時だからこそ、大きく変わっていく良い機会であるというふうにと考えると、「これまで」の考え方や手法と決別し、「これから」を考え決断することが必要な時期であると捉えているところでございます。特に、未来の創り手となる子どもたちが、支え合いながら生涯にわたって生き抜く力を身に付けるために、教育行政は常に将来を展望し、実践・検証・改善を繰り返し、持続可能性を追求する姿勢が必要であるとも考えております。教育委員会は引き続き、総合教育会議を通して町長と教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決に取り組むとともに、次代を担う子どもたちがたくましく生きぬく力を身に付け、町民の皆さんが心豊かに生きがいを感じる暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいりたいと存じます。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。まず、学校教育におきましては、本年度は新学習指導要領が中学校で導入され、小中の教育課程で全面実施となります。新学習指導要領は、学ぶ内容や指導する内容を示すだけでなく「主体的で対話的で深い学び」という学び方を明確化し、児童生徒に必要な資質能力の育成を目標としており、学校・家庭・地域・行政の連携した取り組みが必要と言われておりますので、目標を具現化していくために子どもたちが「学校は楽しい」、「家庭は温かい」、「地域は明るい」というふうにも実感できる環境づくりを意識してまいりたいと考えます。さらに、子どもたちが主体的に判断し行動する中で、課題を解決に導く「生きる力」の育成を重点化するために、引き続き小学校から中学校の連続した学びが確かなものとなるよう、それぞれの教育課程の連携・接続を意識した施策の推進に努めてまいりたいと存じます。また、小中学校の教育環境の改善に関しましては、昨年度策定いたしました適正規模・適正配置基本計画の内容に沿って、地域の皆さんと協議を重ねた上で推進してまいりたいと存じます。一方で、社会教育におきましては町民の皆さんが学びを行動につなげる活動を継続するという事は「豊かな心を育む」、「活動の輪を広げ支え合う」、そして「地域の良さを知り郷土愛を育む」という視点からも重要なことであり、このことが町づくりの大きな力になるとも考えます。このため、変化の激しい時代にあっても未来へ果敢に挑戦できる人材の育成を中心に、町民の皆さんが心豊かで健康に学びの活動を展開し、その活動が町づくりに活かされるものとなるよう引き続き、「町民憲章」や「R eの精神」を意識した特徴ある事業展開に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。初めに、

「生きる力を育む学校教育の充実について」であります。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学校現場においては新たな生活様式による学びをいかにして保障するかが課題となっております。また、児童生徒がさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができる資質・能力を育むために、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育環境の拡充や施設整備のほか、幼小中の連続性を意識した一貫教育などの取り組みも具体化する必要があります。こうした状況を踏まえ、義務教育課程の将来に向けた指針である「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」を推進するために、本年度において「小学校統合計画」を策定し、具体的方針をお示しした上で関係者の皆さんと協議を深めてまいりたいと考えております。以上のことから、本年度は小学校統合計画の策定を中心に、感染症対策の徹底による教育活動の推進、新学習指導要領の円滑な実践、幼小中一貫教育についての研究4項目を重点として位置づけた上で、次の取り組みを推進してまいります。

1点目は、「確かな学力の向上」についてであります。小中学校の学習活動におきましては、GIGAスクール構想の前倒しによりICT環境を積極的に活用し、「個別的な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが求められております。このため、児童生徒1人1台タブレット端末を活用した授業での実践を進めるとともに、リモート学習の環境を整えるなど、児童生徒の可能性を伸ばすための「学び方」を重視した指導方法の確立に努めてまいります。また、「学びの質」の向上を図るために、各学校における改善プランの実践と検証を通じ授業改善を進めるとともに、幼小中の接続を意識した交流活動を通じ、一貫教育に向けた具体的方針の検討に着手してまいります。さらに、指導主事訪問の授業参観を通じ、専門的な視点における指導助言の強化を図り、教職員の授業力の向上に努めるとともに保護者と連携した家庭学習の習慣化をより一層推進することにより、学力の向上に資する取り組みを進めてまいります。

2点目は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。児童生徒が成長過程において自らを律し、責任感や規範意識、思いやる心と健康な体を育むことは、自己実現を目指す上で重要であります。そのため、自らを見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、その生き方について考えを深める学習である道徳教育の定着化と推進を図るほか、豊かな感性や情操を育む読書活動を推進してまいります。また、いじめ・不登校等をはじめとする生徒指導上の課題につきましては、学校組織全体で迅速な対応にあたり、定期的な情報交流により関係機関との連携体制を図り的確な対応に努めてまいります。さらに、健康な体の育成に関しましては引き続き体力調査の分析をもとに、1校1実践による取り組みを行うほか、社会体育や地域の人材を活用した体育授業についても充実を図ってまいります。また、スマートフォン等の普及に伴う情報モラル教育に関しては、保護者と課題の共有化を図り、ネットモラル指導の徹底を進めるほか、健康安全教育の観点から新型コロナウイルス感染症への正しい知識と対応の強化を図るとともに、食育指導や防災教育の推進にも意を用いてまいります。

3点目は、「特色ある教育活動の推進」についてであります。学校での教育活動におきま

しては、児童生徒の個性を活かすことはもちろん地域性を活かす取り組みが必要であり、このことがふるさとへの誇りや愛情の醸成にもつながると考えております。特に、義務教育課程においては連携や交流、接続を意識した一貫性ある教育活動を進める必要がございますので、小学校間での合同学習や小中間の乗り入れ授業を実施するなど、小学校間の横の連携、そして小中学校間の縦の接続を意識した教育活動に取り組むほか、導入から3年目となる学校運営協議会の定着化により地域社会、地域人材を活用した新冠町ならではの特色ある教育活動を推進してまいります。また、学校の教育活動を中心とした主権者教育の観点から、中学生と町長との懇談会を継続開催し、町づくりへの参画意識やふるさと愛を育む取り組みの推進を図るほか、「生きた教材」である新聞の活用実践を推進してまいります。さらに、音楽の町としての特徴である合唱や吹奏楽活動への支援においても、社会教育事業と連携した特徴ある教育活動を推進してまいります。

4点目は、「特別支援教育の充実について」であります。特別支援教育においては、児童生徒一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、幼小中の切れ目のない支援を行うことが必要であります。このため、個別の指導計画・教育支援計画など情報共有体制の円滑化を推進し、幼小中における効果的な支援を図ってまいります。また、普通学級における困り感を抱える子どもの増加傾向にかんがみ、関係機関との情報共有による早期の教育相談と支援体制の充実による継続的な教育支援を推進するとともに、教職員の研修参加を奨励し、専門的知識の向上に努めてまいります。

5点目は、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。学校が未来を担う子どもたちへの教育を効果的に実践するためには、家庭や地域との連携・協力のもと、保護者や地域からの意見や要望を的確に学校運営に反映させていくことが必要あります。そのために、学校運営協議会の活動を通じ、家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、積極的に教育活動に参画することで学校改善につながるよう協働体制の確立を推進してまいります。また、地域と協働する学校運営の実現のためには、地域から認められる教職員の資質・能力と組織力が必要となりますので、学校長の経営ビジョンと具現化方策を明確化した上で校内、校務組織の機能強化を図り、教職員の経営参加意識の高揚に努めることで、「地域とともにある学校」づくりを進めてまいります。さらに、小中一貫教育の推進におきましては、教職員の研究活動とも連携し校種間協議を深めるとともに、教育現場での実践活動を検証した上で、具体的な構想を進めてまいります。また、管内では近年、新任の教職員が増加傾向にありますので、人材育成の観点から新任者に対する指導主事の授業参観と指導助言活動を強化するとともに、研究指定校事業の活用や各種研修会の参加、公開研究会の積極的取り組みを促すことで、教職員の資質向上を図ってまいります。

6点目は、「教育環境の整備」についてであります。本年度の学級編制における普通学級は新冠小学校で10学級、新冠中学校で6学級と増減はございませんが、朝日小学校においては1学級増の4学級となる見込みでありまして、朝日小学校にはこれまでどおり町費

負担教諭2名を配置し、一部単式学級を維持しながら5学級の複式教育を行うこととしております。一方で、新冠小学校においては1学級あたりの児童数が多人数化する「僅少差学級」の傾向が見受けられ、特に高学年の授業支援において具体的対応が必要となっております。これら各校の学校事情にかんがみ、町全体の教育体制の中で必要な対応を図ることが肝要と判断し、町費負担教諭1名の業務形態を見直し、朝日小学校での指導を維持しながら新冠小学校の僅少差学級において、特定教科の指導を担当することで授業改善への取り組みを図ってまいります。また、老朽化が進んでおります義務教育施設につきましては、「新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画」を基本としながら、義務教育施設の長寿命化計画の具体化を進めてまいります。さらに、JR日高線の鉄道事業廃止により高校生の通学経費が増額負担となりますことから、新ひだか町の高等学校へバス定期券を利用し通学する高校生に対し、助成支援を制度化していく考えでおります。また、教職員が健康で生き生きとやりがいをもって職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、校長会をはじめ教職員と連携し、校務支援システムの導入などを含め、具体的な対策検討と実践に努めてまいります。

7点目は、「認定こども園の教育・保育の推進」についてであります。認定こども園の保育・教育活動は、生涯にわたる学びと人格形成の基礎となる力を育むものでございますので、「就学前までに、身につけて欲しい力」を明確化した実践が重要となります。このため、小学校への接続を意識した実践活動の充実を図るとともに、地域や保護者との繋がりを意識した園運営を推進してまいります。また、保育教諭の専門性を高めるために、計画的な園内外研修の充実を図り、関係機関との連携を推進することで、幼児の発達を見通した系統的な支援に向けた教育保育活動の「質」の向上に努めてまいります。一方で近年、低年齢児を中心に保育を希望する入園児の増加傾向が続いておりますが、保育教諭の適正配置と環境整備を行い、安心・安全な教育保育を第一とした施設運営に心がけてまいります。子育て支援事業については、育児不安等の相談機能の充実が必要でありますので、保健・福祉行政や学校、発達支援センターなど関係機関との連携を深め、適切な支援を図ってまいります。さらに、子育て支援センターを有するこども園の機能を広範囲に活用いただくため、児童館事業との連携を深め、職員交流を行うなどして専門知識の提供や事業連携を進め、教育・保育の推進と子どもの健全育成に寄与する活動を展開してまいります。

次に、「ふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会」についてであります。社会教育事業の実施に際しましては、継続して社会教育施設全体の感染症予防対策を第一とし、創意工夫を凝らしながら次の施策を展開いたします。

1点目は、「レ・コード館を中心とした社会教育の推進」についてであります。当町の文化活動の拠点でありますレ・コード館の機能を活用し、町民の文化活動を通じた交流と発表の場を提供することで地域全体の活性化に繋がるよう、文化協会や自主企画委員会をはじめとした各団体と連携を強化し、町民が主体的に行う文化芸術活動の支援に努めたいと存じます。特に、音楽のまちとしての特徴を活かした楽器の体験や合唱等の音楽活動を奨

励するとともに、「音楽体験・交流事業」を通じて町民が優れた音楽文化に触れる機会を提供してまいります。一方で、レ・コード館の機能と収集レコードの活用方法においては、これまでの町内・外でのレコードコンサートによる「聴かせる」取り組みに加え、レコードジャケットを展示する「見せる」取り組みも強化するとともに、引き続き町部局や関係機関と連携した活用を図る考えであります。また、社会教育施設の老朽化を踏まえ策定を進めている教育施設全体の長寿命化計画における「教育施設個別施設計画」に基づき、具体的な改修計画の検討を進めてまいります。さらに、コミュニティ・スクール運営への係わりとして、人材バンクや関係団体の活用を紹介するなど、学校と地域のつなぎ役として積極的にかかわってまいります。現状は、コロナ禍における社会教育事業全般において町民が集い、ともに活動することが制限される大変厳しい状況ではありますが、昨年度の経験を基にリモートを活用した研修活動や映像配信による事業提供なども積極的に取り入れてまいります。

2点目は、「社会体育の充実」についてであります。スポーツに親しむことは体力の向上に留まらず、爽快感・達成感・他者との連帯感等精神的な充足も図られ、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果があるとされておりますことから、町民が生涯を通じてスポーツに親しめるよう「見る」、「する」、「支える」など、さまざまな角度からスポーツ事業の推進に努めてまいります。そのため、スポーツ協会をはじめとする各スポーツ団体の活動を支援し、競技スポーツの推進を図るとともに保健福祉事業と連携しながら、健康づくりを視点とした運動教室の充実にも努めるほか、スポーツ推進委員と連携し気軽に親しむことができるスポーツレクリエーションの普及促進を図るなど、個々のライフステージに応じた多様な事業を展開してまいります。加えて、近年では生活の様式や利便性の変化に伴い、子どもの体力・運動能力の低下が懸念されておりますことから、幼児期から体を動かす楽しさを伝える「親子運動教室」事業の実施やスポーツ少年団本部及び学校教育との連携により、子どもの体力向上への取り組みを推進してまいりたいと存じます。

3点目は、「郷土資料館事業の充実」についてであります。郷土資料館の役割は、先人が遺した資料を収集・整理保存し、その郷土資料をもとに「ふるさと」の自然や歴史、文化を伝承していくことにありますので、引き続き町民の皆さまが親しみながら来館し、学べる機会の提供に努めてまいります。特に近年では、学芸員と学校教育との係わりが深まっておりますので、引き続き講師としての授業協力やパネル展の開催、「新冠百話・絵本」を活用した学習会など、学校の教育活動と連携した「ふるさと教育」の推進に努めてまいります。また、昨年7月に民族共生象徴空間「ウポポイ」が開業し、アイヌ文化への興味・関心が高まっておりますことから、「ふるさと再発見講座」を活用しアイヌ文化に理解を深める取り組みを推進してまいります。さらに、郷土資料館は昨年40周年を迎え、収蔵資料は多岐にわたっておりますが、特に記録物や写真などの整理保存には劣化などへの対応が必要でありますので、資料のデジタル化を進めるなど収蔵資料の適正な管理に努めてまいります。

4点目は、「図書プラザ事業の充実」についてであります。図書プラザは地域の情報拠点として、適切な蔵書管理と利用しやすい施設運営に努めており、町民の学習意欲をはじめ、余暇活動も支える大きな役割を担っております。引き続き、利用者ニーズに応じた幅広い世代への図書資料を充実させ、司書の専門性を活かし情報収集に関する相談に応じるレファレンスサービスにも積極的に対応してまいります。また開館以来、地域や施設に運行しております移動図書館車アニマル号の活用促進への工夫や夜間開館の実施など、今後も町民の利便性を考えた取り組みを継続してまいります。特に、子どもの成長に必要不可欠とされており、読書習慣の定着に向け、乳児と保護者を対象としたブックスタート事業を通じて、乳幼児期からの読書の大切さについて普及・啓発に努めるとともに、所蔵図書を学習資料としての貸出を中心とした学校図書室への支援・連携や読書記録手帳の普及活動をはじめ、春・秋の読書週間事業など、子どもの成長に合わせた切れ目のない読書活動の取り組みを推進してまいります。

5点目は、「青少年教育の充実」についてであります。まず、児童の自主性と創造性を養い健全育成を図るため、ふるさと感じる季節に沿った各種体験型事業を推進してまいりたいと考えておりました。町内の団体や事業者の協力を得ながら、田植えや酪農、漁業といったふるさとの産業体験を通じて学ぶ「自然体験教室」を実施してまいります。また、新型コロナウイルスの感染状況から昨年度中止の判断をさせていただきました「少年国内研修交流事業」につきましては、参加不能となった学年の対応を含め町部局と協議を進め収束へ向かった折には再開する考えでございますが、今後の感染拡大状況を見極め、事業実施の判断をまいりたいと考えております。次に、児童館機能を活用し、遊びや体験、学習支援や学童保育の要素を取り入れた当町独自の「児童館クラブ」事業につきましては、放課後あるいは土曜日の活動場所として、引き続き多くの児童の利用がありますことから、今後も学校やこども園、地域の方と連携し趣向を凝らした事業を展開いたしますとともに、より一層機能の充実や児童の安心安全に配慮した組織体制の強化にも努めてまいりたいと存じます。また、自主的な活動により社会教育事業をはじめとしたまちづくり事業に大きく貢献している青年団体に対しましては、その事業活動の維持向上に向け、積極的な支援を継続してまいります。

6点目は、「成人教育の充実」についてであります。常に、各年齢層における学習ニーズの把握に努め、「生涯学習講座」や「プラスワンセミナー」などの機会を通じ、町民が生活に潤いと充実を感じられるよう、趣味と教養を高めるための多様な学習機会を提供してまいります。また、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるなど、教育の原点とされており、家庭教育に関しては、学校やPTAとの連携を図りながら研修活動への支援を中心に、地域と家庭の教育力の向上に努めてまいります。さらに、高齢者がさまざまな活動を通して教養を高め、喜びと生きがいを感じ、充実した生活をおくることを目的に開催しておりますいきいき大学につきましては、引き続き学習会、見学会など趣向を凝らした事業の展開に心がけるとともに、保健福祉課の介護予防教室との連携により、効果的

で参加しやすい事業展開に努めてまいります。また、女性の視点による特色ある事業を展開しております女性コミュニティ会議に対する支援を継続し、学習意欲の充足と会員相互の理解と交流を深め、女性のまちづくりへの参画を促進してまいります。

以上、令和3年度の教育行政の執行方針について申し上げました。私たちをとりまく環境は変化の激しい先の読めない状況に加え、コロナ禍において教育活動への影響は避けられない状況ではありますが、私たち教育行政はその活動の歩みを止めるわけにはいきません。「教育は町づくり、人づくりの基本である」との認識のもと、冒頭で申し上げましたように、大変な時期だからこそ、飛躍のため大きく変わるチャンスでもあることを念頭に、常にその活動の不易と流行を見極め、将来に向け持続可能な教育環境を展望してまいりたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。
暫時休憩いたします。

休憩 10時36分

再開 10時50分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第15号

○議長（荒木正光君） 日程第3、議案第15号 令和3年度新冠町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後12時54分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き議案第15号の説明を続けます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第16号及び日程第5 議案第17号

○議長（荒木正光君） 日程第4、議案第16号 令和3年度新冠町簡易水道事業特別会計予算、日程第5、議案第17号 令和3年度新冠町下水道事業特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第18号及び日程第7 議案第19号

○議長（荒木正光君） 日程第6、議案第18号 令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算、日程第7、議案第19号 令和3年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第20号

○議長（荒木正光君） 日程第8、議案第20号 令和3年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第9 議案第21号

○議長（荒木正光君） 日程第9、議案第21号 令和3年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号

○議長（荒木正光君） 日程第10、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第15号から第21号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議するため、議員全員で構成する令和3年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第15号から第21号までを付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から第21号までの7件は、ただいま設置されました令和2年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和3年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時21分 散会)